

4012 日チリ経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日チリ経済連携協定では、日・チリ間の往復貿易額の約 92%（日本からの輸出額の約 99%、チリからの輸入額の約 91%）について、この協定の発効から 10 年以内に関税撤廃されます。

I. 農林水産品分野について

1. 日本の主な譲許内容

- ・ ギンザケ、マス：10年間での段階的関税撤廃
- ・ ボトルワイン：12年間での段階的関税撤廃
- ・ 牛肉（骨なし）、豚肉（部分肉）、鶏肉（冷凍骨なし）：関税割当を設定
- ・ 林産品（合板等を除く）：即時又は段階的関税撤廃

2. チリの主な譲許内容

- ・ 緑茶、ながいも、柿、日本酒：即時関税撤廃

II. 鉱工業品分野について

1. 日本の主な譲許内容

ほぼ全ての鉱工業品につき、10 年以内に関税撤廃

- ・ 精製銅：10 年間での段階的関税撤廃

2. チリの主な譲許内容

ほぼ全ての鉱工業品につき、10 年以内に関税撤廃

- ・ 自動車（乗用車、貨物自動車等）：即時関税撤廃
- ・ 一般機械：即時関税撤廃
- ・ 電気電子製品：即時関税撤廃